

監査結果公表第19－16号

随時監査（工事監査）の結果の公表について

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査（工事監査）の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成20年2月5日

八尾市監査委員	富永峰男
同	浜田澄子
同	内藤耕一
八尾市監査委員職務執行者	北山諒一

記

- 1 随時監査（工事監査）対象工事
第4回工事監査
6次第8号配水管整備工事

- 2 監査の結果
別紙のとおり

- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072－924－3896（直通）

- 4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

監査報告第19-14号
平成20年 2月 1日

八 尾 市 長 田 中 誠 太 様
八尾市議会議長 小 林 貢 様

八 尾 市 監 査 委 員 富 永 峰 男
 同 浜 田 澄 子
 同 内 藤 耕 一
八尾市監査委員職務執行者 北 山 諒 一

随 時 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施日及び対象工事

第4回工事監査

実 施 日 平成19年10月12日
対象工事 6次第8号配水管整備工事

2 監査の目的及び着眼点

工事が、関係法令等に従って適正かつ合理的に行われているかを主眼として、関係図書類及び現地での施工状況を審査し、また担当職員から説明を聴取するなどの方法で実施した。

なお、実施にあたっては、協同組合 総合技術士連合に委託し、同連合技術士作成の工事技術調査報告書を参考にした。

3 監査の結果

工事の実施について、契約関係書類及び設計図書等の処理並びに工事施工管理及び現場施工状況は、おおむね適正に執行されていたが、一部の事項について、注意、検討又は改善を要するものが見受けられた。

今後は、これらに十分留意されるとともに、当該監査の結果に基づき又は結果を参考として改善措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

なお、監査委員のうち富永峰男委員は平成19年12月22日就任であり、今回の監査は西浦昭夫氏(平成19年12月21日退任)が実施したことを申し添える。

第4回工事監査（監査実施日：平成19年10月12日）

【水道局建設課】6次第8号配水管整備工事

1 工事の概要

- (1) 工事場所：八尾市 光南町一丁目～二丁目
- (2) 工事目的：本工事は、経年老朽化に伴う出水不良、漏水事故等を未然に防止すると共に、将来の安定給水を確保するため、配水管の布設替を行うものである。
- (3) 工事内容：（布設延長）
 - NS形 鋳鉄管 $\phi 100 \times 349$ m
 - NS形 鋳鉄管 $\phi 75 \times 76$ m
 - K 形 鋳鉄管 $\phi 100 \times 26$ m（既設延長）
 - A 形 鋳鉄管 $\phi 100 \times 19$ m
 - A 形 鋳鉄管 $\phi 75 \times 3$ m
- (4) 工事費：請負金額 30,639,000 円（消費税込）（落札率 96.9%）
- (5) 工事期間：平成19年8月21日～平成20年2月8日
- (6) 施工業者：株式会社 乾工務所

2 監査の結果

平成19年10月4日現在における本工事の出来高は18%であり、工事区域の南側区間約150mについて新管布設工事が完了しており、北側区間が施工中で他の区間は路面にコンクリートカッターが入れられ試掘跡に舗装の仮復旧がなされている状況であった。

工事については、計画工程に基づき順調に施工されており、特に指摘すべき事項は見られなかったが、下記の事項について留意、検討又は改善が望まれるものが見受けられた。

(1) 設計について

道路の舗装復旧工事における路盤・表層の材料として新材を用いる設計となっているが、リサイクル資材の積極的利活用を検討されることが望まれる。

(2) 施工計画書について

当工事の施工計画書の内容は、水道局の水道管工事仕様書に定める項目の羅列であったが、今後、施工方法、各工種ごとの注意事項、施工管理項目及びそれらの内容等の記載を指導することを検討されたい。

(3) 施工について

ア 担当職員からの聴取によれば、施工時の安全対策は講じられているものの、後日にそれらを示す記録がないので、作成保存が望まれる。

イ 交通誘導員が工事の進捗にあわせ工事看板を移動し、誘導を行っていたが、通行者等に対する安全確保の面から交通誘導員は交通誘導に専念する体制に改善されたい。

ウ 工事看板の固定方法が簡易なものであったので、突風などの際の転倒防止措置等、安全対策を講じられたい。

(4) その他

請負業者の責による工事中の第三者災害の場合においては、原則として請負業者対応であるが、工事発注者の管理責任の面から、工事中の第三者災害が発生した場合などのため、請負業者の工事保険加入状況について把握しておくことが望まれる。